

議案第7号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

令和6年3月28日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成5年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後					
別表第1（第2条関係）					
職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
(略)					
保健給食課	北部学校給食センター長	(略)			
	(略)				
(略)					
別表第2（第3条関係）					
職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日	
(略)					
保健給食課	南部学校給食センター長	<u>8：15～17：00</u>	<u>12：00～13：00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>	
	曙学校給食センター長	<u>8：00～16：45</u>	<u>12：00～13：00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>	
	東部学校給食セ	(略)			

	ンター職員	
(略)		

改正前					
別表第1 (第2条関係)					
職員の区分	勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日	
(略)					
保健給食課	事務職員	8 : 30 ~ 17 : 15	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日、水曜日及 び土曜日
	南部学校給食センター長	8 : 15 ~ 15 : 15 8 : 15 ~ 15 : 30	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日及び土曜日
	北部学校給食センター長	(略)			
	曙学校給食センター長	8 : 00 ~ 15 : 00 8 : 00 ~ 15 : 15	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日及び土曜日
	(略)				
	(略)				
別表第2 (第3条関係)					
職員の区分	勤務時間	休憩時間	週休日		
(略)					
保健給食課	東部学校給食センター職員	(略)			
(略)					

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。